

佐賀県告示第230号

鳥獣保護区の指定（昭和60年佐賀県告示第737号）の一部を次のように改正し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>1 略</p> <p>2 区域 多久市と杵島郡大町町との市町界、多久市と武雄市との市界及び武雄市と大町町との市町界との交点を起点とし、同地点を南へ進み市道鬼ヶ鼻線との交点に至り、同市道を西へ進み<u>農免道路</u>に至り、同<u>農免道路</u>を西へ進み県道武雄多久線との交点に至り、同県道を北へ進み多久市と武雄市との市界との交点に至り、同市界を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間 <u>平成26年11月1日から平成36年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針 (1)・(2) 略 (3) 鳥獣保護区の管理方針 区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や<u>鳥獣保護員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。 また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p>	<p>1 略</p> <p>2 区域 多久市と杵島郡大町町との市町界、多久市と武雄市との市界及び武雄市と大町町との市町界との交点を起点とし、同地点を南へ進み市道鬼ヶ鼻線との交点に至り、同市道を西へ進み<u>市道馬神原田線</u>に至り、同<u>市道</u>を西へ進み県道武雄多久線との交点に至り、同県道を北へ進み多久市と武雄市との市界との交点に至り、同市界を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間 <u>令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針 (1)・(2) 略 (3) 鳥獣保護区の管理方針 区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や<u>鳥獣保護管理員</u>が随時巡視する等して区域の管理にあたる。 また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護管理事業計画又は第二種特定鳥獣管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p>